

## 令和2年度に教育実習を行う学生の皆様へ

### 令和2年度教育実習に関する事項について

全国的な「新型コロナウイルス感染症」の蔓延により、複数の教育実習校より実習期間の変更に関するお問い合わせや連絡がありました。また、「令和2年度における教育実習の実施に当たっての留意事項について」（令和2年4月3日付け 2教教人第1号 文部科学省総合教育政策局人材政策課長通知）により、「教育委員会等との協議の上、必要に応じて実施時期を秋以降とすることも検討いただきたいこと」と通知がありました。

そこで、本学では、「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大防止に鑑み、令和2年度教育実習に関する事項について下記のとおりとしましたのでご確認ください。

#### 1 日程の取扱いについて

本学では教育実習の実施期間は、原則として前期としていましたが、今年度については、教育実習校の意向を確認の上、後期での実施についても可能とすることとしました。

#### 2 教育実習校へのアンケート調査について

4月10日（金）付けで、本学から各教育実習校宛に教育実習期間に関する意向の把握のため、アンケートを送付しています。

#### 3 学生への対応について

##### 【5月に教育実習を行う予定の学生について】

5月に教育実習を行う予定の学生へは、大学から個別に連絡をします。大学から連絡を受けた学生は、教育実習校へ連絡し、本学の今年度における教育実習期間に関する方針が、上記「1 日程の取扱いについて」のようになったことを説明してください。また、その上で、受入日程および以下の①～⑤の事項について確認を行いwebで回答してください。

（回答先 URL：<https://forms.gle/mNto9K7dFUCn5GJY8>）

- ①教育実習期間が、当初の予定どおりの実施か否かについて
- ②教育実習期間に変更が生じる場合は、新たな受入れ予定期間について（未定や検討中の場合は、その意向の報告で構いません。）
- ③予定どおりの実施の場合は、教育実習期間開始の2週間程度前から教育実習校の所在地にとどまるとの待機要請及び健康観察期間の義務の有無について
- ④予定どおりの実施の場合は、教育実習校での事前打合せに関して、可能な限り、教育実習を行う前の週や当日での実施が可能か否かについて
- ⑤大学から改めて教育実習校に電話連絡する際の窓口となる先生のお名前について

##### 【6月以降に教育実習を行う予定の学生について】

5月8日（金）に実施する教職ガイダンスで説明をします。

#### 4 学生への教職ガイダンスおよび事前指導等について

原則としては、5月8日（金）に実施しますが、教育実習期間前に大学としての指導の時間が取れない学生については、個別対応をしますので、教務課に早めに申し出てください。

#### 5 教育実習校への対応について

5月に教育実習を行う予定にしている教育実習校については、学生を通じて意向等を確認するとともに、正式には本学から教育実習校窓口担当者へ電話連絡します。

6月以降に予定している教育実習校についての対応は、5月8日（金）に学生の皆様にお知らせします。

#### 6 その他

- ①必要に応じて、HPを随時更新いたしますのでご確認ください。
- ②「新型コロナウイルス感染症」感染防止のために、教職ガイダンスへは、マスクを着用して参加してください。市販のマスクが手に入らない場合は、自作などの工夫をしてください。

#### 7 問い合わせ先

九州共立大学 教務課 (MAIL: [kyoshoku@kyukyo-u.ac.jp](mailto:kyoshoku@kyukyo-u.ac.jp) TEL 093-693-3223)